

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 9 日

平成29年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月8日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成29年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成29年3月9日 午後4時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	総務・福祉課参事	大 城 忍
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成29年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成29年3月9日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第6号～議案第11号まで）
3	議案第6号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議案第7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
5	議案第8号	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
6	議案第9号	座間味村美ら島税条例の制定について
7	議案第10号	座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について
8	議案第11号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
9		公共工事現場調査

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから本日の会議を開きます。

散 会（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．議案第6号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

議案第6号から11号までの説明をさせていただきますが、詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会で説明をさせていただいておりますので、議案のかがみの読み上げのみにさせていただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

議案第6号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成28年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施する為、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第1号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条の2第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「2」を「3」に、「4」を「5」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に改め、「扶養手当を受けている職員に更に第1項」及び「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

議案第7号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

観光客の大幅な増加により村内航路及び村営バスの運行の増便に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第2号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、「日額9,500円」を「日額10,000円以内」に、「時給840円」を「時給1,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 8 号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 8 日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

構築から 10 年を経過し設備の経年劣化により同サービス（タイプ 2）の保守費用が増加していること。これが本議案を提出する理由である。

条例第 3 号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例（平成 19 年 3 月 22 日条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

[別記 1] 中、6, 800 円を 11, 112 円に改める。

議案第 9 号

座間味村美ら島税条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村美ら島税条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 8 日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

本村の環境の美化及び保全に要する費用に充てるため、地方税法第 731 条第 1 項の規定に基づき法定外目的税を課するため、条例の制定が必要である。

これが本案を提案する理由である。

条例第4号

座間味村美ら島税条例

(課税の根拠)

第1条 村は、環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号以下「法」という）第731条第1項の規定に基づき、本村へ入域する者に座間味村美ら島税（以下「美ら島税」という）を課する。

(定義)

第2条 この条例において入域者とは、村営の定期船、航空機及び、海上運送法に基づき許可を得て又は届出をして旅客を運送する船舶により、村外から本村へ入域する者をいう。

(賦課徴収)

第3条 美ら島税の徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、座間味村税条例（昭和47年条例第36号）の定めるところによる。

(納税義務者)

第4条 美ら島税は、本村への入域に対し、その入域者に課する。

(税率)

第5条 美ら島税の税率は、入域時ごとに1人100円とする。

(課税免除)

第6条 入域者のうち次の者については、美ら島税を免除するものとする。

- (1) 法第292条第1項第9号に該当する者。
- (2) 中学生以下の者。

(徴収の方法)

第7条 美ら島税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 特別徴収義務者は、美ら島税の徴収について便宜を有する者で、村長が指定する者とする。

- 2 村長は、前項の規定により指定した特別徴収義務者が美ら島税の徴収を行わなくなったとき、又は特別徴収義務者として適当でない事情が生じたと認められるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 村長は、第1項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、当該特別徴収義務者に通知するものとする。前項の規定によりその指定を取り消したときも同様とする。
- 4 特別徴収義務者は、入域者が納付すべき美ら島税を徴収しなければならない。
- 5 村長は、第1項の規定により特別徴収義務者として指定した者に対し、その者が美ら島税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票（以下、「証票」という。）を交付しなければならない。
- 6 証票は、他人に貸付け、又は譲渡してはならない。
- 7 第5項の証票の交付を受けた者は、証票を滅失し又はき損したときは、直ちにその理由を付して村長に報告し、再交付の手続きをとらなければならない。
- 8 特別徴収義務者が第2項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して5日以内に証票を村長に返さなければならない。

(税額の表示)

第9条 特別徴収義務者は、公衆の見やすい箇所に税額を表示しておかなければならない。

(申告納入の手續等)

第10条 特別徴収義務者は、入域者が乗船し又は搭乗するときの発券の際、美ら島税を徴収しなければならない。

2 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき美ら島税について、次に掲げる事項を記載し納入申告書を村長に提出するとともに、その申告した金額を納入書によって納入しなければならない。ただし、特別徴収義務者として指定された者が第8条第2項の規定によりその指定を取り消されたときは、その指定を取り消された日から起算して5日以内に、当該指定を取り消された日までにおいて徴収すべき税について、納入申告書を提出するとともにその申告した金額を納入書によって納入しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び名称並びに代表者の氏名
- (2) 入域者の数
- (3) 美ら島税額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要であると認める事項

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第11条 特別徴収義務者は、課税対象となった入域者の数、税額その他規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。この場合において帳簿の記載方法は、規則で定める。

2 前項の帳簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項についてその記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項第2項の規定に違反して2年間帳簿を保存しなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項の規定による特別徴収義務者の指定その他美ら島税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

3 村は、この条例の施行後必要に応じて、美ら島税制のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

議案第10号

座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味辺地に係る総合整備計画書（平成25年～28年度）における一部事業について、事業年度と事業費変更が生じたため。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第11号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成28年度にて、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書が終了するため。

これが、本議案を提出する理由である。

以上、議案第6号から11号まで、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第6号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

内航路の船長、有償バスの運転手、現在、何名、これは契約なのか。どうやっているのでしょうか、お願いします。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

内航路の船長が2名、有償運送バスが3名で、これは嘱託という形で採用しています。

○ 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

○ 2番(宮平譲治議員)

全協でも少し確認したのですが、この件は、最低賃金が上がったことによる見直しということでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

お答えします。通常、非常勤職員の場合は、毎年沖縄県の最低賃金が見直されたときに、それに応じて賃金の見直しをしているんですけども、嘱託員の場合は条例ということで、ここ数年据え置きになっておりました。この最低賃金が見直されると同時に、嘱託員の職員についても時給等が見直しができるようにということで今回条例の改正をしております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

内航路の船長が日額、バスが時給なんですけど、その違い、勤務状態が違うのか、その方面をお願いします。

○ 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えします。まず、内航路の船長ですけれども、内航路の船長につきましては、交通時間が長いということ。あと内航路の船長以外に定期船のときには、定期船のロープとりとかそういうこともしていただいているということで、事務所に詰めている状況です。一方で、有償バスについては、運行時間に応じて運行しているということで時給ということになっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

済みません、ちょっと素朴なあれですが、改正前が日額9,500円、時給840円、区切っていますが、改正後は日額1万円以内、時給1,000円以内ということは、以内ということは840円よりも下、9,500円よりも下とも受けとめられかねないんですが、この辺の説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

先ほども答弁しましたが、最低賃金に応じて見直しを行いますので、最低賃金が下がるというのは余り想定しておりませんので、現在の日額、時給より低くなるということは考えておりません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

進行してもよろしいですか。5番 垣花太郎議員。

○ 5番(垣花太郎議員)

これ、月額のですね、タイプ1、2ありますよね。その違いを説明していただけますか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

お答えします。阿嘉、慶留間地区のホエールネット回線のサービスのことですけれども、タイプ1というのは当初に導入したホエールネットのタイプで、これはモデムが供用型になっていまして、御存じかと思うんですが、一斉に利用が始まるとつながりづらかったりしたことがあったと思います。これについては、ビジネス回線を導入して、去年補正予算で改善をしておりますが、一方でタイプ2というのがありまして、これはモデムが1台占有型であるということで、タイプが1と2とあります。

○ 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番(垣花太郎議員)

わかりました。ありがとうございます。あともう1つ、この阿嘉、慶留間だけの説明のあれですよ。座間味のほうはどういう形でこの中身がちょっとわからないんですけれども。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

座間味はNTTの局舎がありまして、ADSL回線がつながっております。

○ 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番(垣花太郎議員)

わかりました。その阿嘉、慶留間のほうもそういう形で、今後そういう計画はないんですか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(垣花 健)

現在、県の一括交付金で光ケーブルを敷設しております。座間味には陸揚げまで進んでおりますけれども、平成29年度において阿嘉島のほうに光ケーブルが陸揚げされますので、今後、面整備が行われる予定です。

○ 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

○ 5番(垣花太郎議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この無線のシステムは、いわゆる渡嘉敷村とも供用しているんですけども、渡嘉敷村も同様な料金体系になるわけですか、同じNTTが主管ですけど。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

これについては、補修をしておりますNTTのほうから料金の見直しの依頼がありまして、私どもは年度途中での改正はちょっと、議会提案はそぐわないということで新年度からということの回答をさせていただきました。渡嘉敷においては、去年の年度途中で同じような改定を行っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号 座間味村美ら島税条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは平成22年にも上程されましたが、当時は否決されたんですが、あれから大分時間がたっての上程ということですが、その時間がかかった理由等をお願いしたいんですが。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

当時といいますか、私、村長に就任、1期目させていただいたのが平成21年、たしか条例の提案をさせていただいたのは平成22年…、23年にさせていただいたと思います。当時の状況を思い起こしますと、村長に就任する直前の4月、私が6月1日なんですが、平成21年4月1日からだったと思います。燃料費

の高騰等を含めて航路事業の経営が非常に厳しいということで、船賃の改定が行われて、非常に船賃が高くなった状況がございました。そういう状況も含めて、さらに船運賃が高くなった感があるんじゃないですかということと、もっといろんな議論が必要じゃないかということで、当時は継続審議になり、勉強会を開きつつも最終的には否決に至ったというふうに認識をしております。その間、一括交付金の導入等々によりまして、いろいろな環境が変わってまいりました。まずは、船賃が安くなったこと、そして観光産業も非常に伸びてきたということ。さらに観光産業が伸びることとあわせて、国立公園になったことでさらに法定外目的税というよりは、環境に対する予算、環境保全だけではなくて、環境美化に対する予算もこれから必要になってくるだろうということ。それから一括交付金の制度があと5年で切れるという将来を見据えた場合の一般財源として、一般財源といいましても目的が決まっておりますが、財源の確保という観点、その辺の整理をしつつ船賃も安くなりました。さらに5年後見据えて、あるいはこれからの環境美化のあり方等々も踏まえて準備期間を設けながら、庁内で議論をする上で今年度、今回の提案となったというふうに御理解いただければと思います。

また、あわせて航路の経営のほうも非常に安定をしてきておりまして、きのうの施政方針でも述べさせていただきましたが、黒字化がここ3年ぐらい続いている状況がございます。貨物ではないですね、自動車航走運賃、あるいは村民の運賃の負担軽減をさらに図れないかという検討もさせていただく中で、この条例をあわせて出していくということで認識をしていただければと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。これはですね、平成22年12月に上程されて、継続審議というか、特別委員会を立ち上げて、結果、3月の議会で否決をされたのでありますが、とりあえず今以上で、ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

全協のときにも少し話をしたんですが、平成22年、23年の議会で否決された経緯もありますし、そのときの、そのときから現在まで5年近く、5年以上も時間があつたのと、なぜ住民説明会を持って、今回の3月議会に上がってきましたが、前回といいますか、住民説明会で私も参加して話を聞いたんですが、住民の生の声を私が感じた意見としては、まさかこのタイミングで議会の議員の賛同を得て、これが動くとは私は思っていないと思います。もう少し、あと二度、三度、住民説明会を持ってもっと中身を煮詰めた上で議会上げるべきだと私は思っているのですが、なぜそれができなかったのか。また、急ぐ必要があるのかお聞きします。

あと、我々議員も含めて、地域住民も含めてみんな賛成だと思います。どうしても今後、財源の乏しい我が村で住民も含めて、ぜひ導入されるべき税だとみんなが理解しています。やり方の問題です。もっと、5年後、一括交付金が切れた後の財源であったり、今現在、どれだけの予算が必要で、足りないのか、必要なのか、1年間、環境美化に対してどれだけの計画があつて、どれだけの予算が必要かどうかもお出ししているのですが、その辺の計算もなしに今急ぐ必要があるのかどうか、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それでは私のほうでお答えさせていただきたいと思います。この時期にどうして議案が上がったのかという御質疑ですが、条例を改正して施行までに期間が必要ということで、その条例を改正したからといってすぐに始めるのではなく、中身を検討しながら実施に至りたいということで、時間を要するというので今回、この時期に提案をさせていただきました。また、使い道に関しましては、ふるさと納税のような基金で対応するのではなく、1年で使いきりということで、単年度で予算のほうを決めていくということになっております。その内容に関しましては、予算に計上させていただきますので、議会の皆様の内容のほうの精査をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今現在の入域者数を見て、1人から100円取るとして、1,000万円を超える税が集まると思うんですが、これを1年間で使い切るといことなのですが、計画もなしに1,000万円近くのお金が、どれだけのお金が必要かも計算した上でそういうことが言えるのかということと、年度末、余ってきた場合にちゃんとしっかりとした目的のためにこの税が使われるのかどうかも私は疑問ですが。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回、上程させていただいている私たちのほうでは美ら島税という話をさせていただいておりますが、法律的な話で言いますと、法定外目的税ということでございまして、まず目的は決まっていないといけませんよというのが法定外目的税、済みません、釈迦に説法になるかもしれませんが、法定外目的税以外にも法定外普通税というのもございます。法定外普通税というのが、いわゆる私たち税収でいいますと、一財になるわけですね。目的税というのは目的が決まっているので、ある程度特定財源的な発想になるというふうに考えていただければと思います。現状で、各区にお願いをしている部分、あるいは直接行政が行っている部分の道路の美化であったり、集落の美化、そこには相当なお金をかけさせていただいておりますが、年末の各区の区長からの要望の中で、さらなる予算の増額の要求もございました。これまでの、清掃等に関する、あるいは環境美化に関する予算というのは、ふるさと納税の予算も多少活用させていただいているところではございますが、ほぼほぼ、ほとんどが一般財源だというふうに考えていただいていた方がいいかと思います。今回、この法定外目的税を導入することで、この今の計算でいくと1,000万円ちょっとぐらいになるかと思いますが、そのお金をそこに活用することができれば、一般財源がそれだけ浮くということでございます。一般財源を浮かすことによって、さらなる財政の健全化が図れることも可能でありますし、あるいはそれを教育であったり、福祉であったり、トータルしますと、住民福祉サービスに充てることも可能であるというふうに私たちは考えておまして、今の予算、清掃等々云々の予算以外にも、この1,000万円を使ってさらに強化するというのではないということですね。ただ、各区長の皆さん方からは予算の増額等の要求もございますので、その辺も見据えながら、それで足りない分を一般財源で補っていくというのが私たちの考えでございます。そういうことで、一般財源をいかに自由に使えるような環境をつくるのか。あるいは一般財源を余らすことによって、余らすという変な言い方ですが、一般財源を残すことによって財調に積み立てる。そういうことで財政の健全化を図っていくというのが私たちの大きな目的でございますので、その辺は御理解いただければと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

その辺は十分理解しています。言いたいのは、私の立場で言うのもなんですが、前回の住民説明会で感じたんですが、この税に関しては、我々議員以上に住民が敏感にといいますか、注目していると思います。これを通すに当たって、何名かの住民からもしっかりとものと議論すべきだと、もっと計画書も含めて、この条例を通した後、1年かけて準備期間を設けた上で来年4月1日から施行するという形じゃなくて、しっかりと中身を詰めた上で条例を通してやるべきなのが筋じゃないかという話もあります。私もそれが正しい考えだと思っています。大体でいいんですが、環境美化、例えば座間味だけ、座間味島だけにを考えて、どれだけの林道清掃であったり、草刈り作業であったり、大体どれだけの予算が使われているか、かかるかというのとは大体計算できるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

大変長い休憩をとらせてしまいまして大変申しわけございません。質疑のありました現在の賃金等の状況ですが、後ほどちゃんとした表をお配りしますが、数字を読み上げて報告します。まず、林道、村道等の草刈りに、これは平成28年度ベースですが、約220万円、展望台周辺の草刈り、トイレの清掃を含むということで、これが約40万円、漁港、港湾周辺の清掃費で約67万円、草花の植栽と管理ということで約24万円、海岸の清掃美化で84万円、あと各区へ30万円ずつの助成金が合計で250万円、あとダイビング協会への保全活動への補助金として60万円を出しております、約750万円程度の現在の状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。私が言いたいことは、この条例を制定するに当たって、それなりの根拠が必要だと思っているから質疑しているんですが、今の数字もすぐ出てこないとおかしいと思うし、今挙げられた賃金の数字というのは、恐らく前年度もこれだけ賃金かかったから、新年度もこれぐらい想定されるという形での予算だと思います。それも確かにこれまでこれだけかかったからこれだけ必要だという数字かもしれませんが、これだけ10万人前後の入客数がある中でこの村に来てくれる方が100円を落とす、たかが100円という考えは持っていないと思うんですが、島に足を運ぶ以外の方からは取ることができない税です。来て、島にわざわざ足を運んで、座間味が好きだから、座間味に来てくれる方から徴収する税ですので、しっかりと根拠を示す、これを払う人、中には取られると思う人もいるかもしれませんが、それなりの根拠がないと、根拠が必要だと思っています。地域の方から最低これぐらいの年間計画もつくって、座間味に年間どれだけの人数でどれだけの予算がかかるのか、今挙げられた数字が1,000万円弱ですが、全てこの目的税が清掃賃金に充てられるべきではないと思うんですが、今現在、この予算で常にこの島の環境が、きれいな状態で保たれているかどうかも含めて、実際には足りないから、もっと年から年中美しい島を保ちたいから、今、村にある財源はこれだけだ、でももう少しそこに予算を投じたいからこの税がどうしても必要だという

根拠もないといけないと思います。ですから、どうしてこの3月議会で急いで、急ぐ必要があるのかどうか、もっと中身を煮詰めて事務的な手続上、今回否決されたからすぐまたこれを取り上げるのはできないかどうかはわからないのですが、どうしても必要なら、住民も誰一人必要ではないと思っている人はいないと思いますので、もっと中身を煮詰めた上ですぐ二度、三度、説明会を持って、我々だけではなく、地域からもいろんなアイデア、知恵があると思いますので、多くのアイデアを聞いて、二度、三度、説明会を持てば、来月にでも臨時議会を開いてすぐオーケーを得られることも可能ではないのかと私は思うのですが、私も含めて一部の住民は順番が違うのではないのか。もっと中身を議論した上で上げるべきだという意見も私は多く聞いています。私はそうだと思っているから今発言しているのですが、まず、今、この数字を簡単に、大ざっぱでいいですので、上げきれなかったこと自体、この税について急いで本議会で決議する理由は私は消えたのかなと思っているのですが。

○ 議長（宮里祐司）

議会議員、今、答弁を求めているんですか。よろしいですか、質疑としては。

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

長い休憩で、ちょっと焦点が少しぼけてきましたけど、今、議会議員の質疑とちょっと重複しますけど、我々議員は、皆さんから、執行部からまず座間味村美ら島税（仮称）というのをまず去年いただいたんですね。それから座間味村法定外目的税の概要案というのをいただきました。それでいて、議員の皆さん、先生方ひとつよろしくお願ひしますねと。私自身の考えですけど、私はその後、勉強会があるんだろうなと思っていました。ところが1回もその勉強会がなくて、去る先月、地域住民説明会があって、広報にも出てきました。広報も読みました。賛否両論ですね、それは今議員がおっしゃるように、同僚議員がおっしゃるようにみんな反対ではないんです。ところがこの美ら島税（仮称）についても、一度も私たち、これはですね、なぜそういうことを言うかと、話があって、去る2月23日、南風原町公民館で、きのうもその話をしました。沖縄県企画部市町村課松永課長が、渡嘉敷村、伊平屋村、伊是名村ともこの税は環境協力税と呼んでいるんですね。皆さん、以前、基金の設置条例をするか、あるいは呼び名をどうするかということで議論武装もされています。私も前回のものをあっちこっちからいっぱい引っ張り出してきました。ところがですね、やっぱりその美ら島税には、小学生、中学生が島を美しくしようという言葉からすると、私たちも100円ぐらい払ってもいいんじゃないかというようなある議員の言葉も書かれているんですね。なぜ、じゃあこの法定外目的税は、三村は協力環境税を使っているかということ、その税を取る人たちに対してはそういう趣のある言葉がいいんじゃないか。これはまず1つですね、だからそういう議論武装も我々議員とやりながら、今までこのお話が膠着しているのはですね、私ははっきり言って、委員と協議して勉強会を一、二回やっていたらすんなりいった問題だと思うんですね。ところが我々、今、同僚議員が言うように、地域住民から突っ込まれると、議長と中村秀克議員はもちろん以前もやっていますけれども、我々5名はこれに対していろいろ突っ込まれてもそれなりの返答がなかなかできない。というのは、皆さんと執行部で勉強会もしていないし、ただそういう2枚刷りの紙とこの目的税、それから使途、そういうものが書いてありますけれども、じゃあ、これだけで今先ほどから質問しているように、1年間どれだけ使うかという計画案も何もないというようなことも含めて、非常に準備不足というんですか、それとも私らが安易…、議会が非常に軽いから簡単だろうというふうに思ったのか。私はですね、その辺、いつも同じような言葉を使うんですけどもね、非常にその辺に、皆さんに甘さがあつたんじゃないかというふうに思います。これがですね、我々きょうが、議会に上がってくるのに、既に市町村課では、全町村の議員の前で座間味村は導入されますと発表されて、アガヒャーというような形で、非常に拍子抜けしたのを先週、先々週のように覚えています。そういうこと

です、先ほども言っていました、物事がアトナイサチナイしているんじゃないかというふうに思うんです。昔の言葉にジンジンブンという言葉があります。金があれば何でも物事、発想が生まれますという言葉なんです。ところがこれを今の人たちには通用しないんです。教育長とか古い人たちにはジンジンブンという言葉は通用するかもしれないですけども、今、金があったらいろんな計画が立てられる、金があったらいろんなことが使える、これはですね、今の人たちには通用しませんよ。そういうことも含めて、やっぱりもう一度、お互いに煮詰め合っていればこの問題はきょうすぐ解決したんです。ところがお互いに、何の1回も、2枚綴りの概要と目的税の、3枚の紙を渡してこれで議員の皆さんよろしく願いますなんて、こんな簡単に考えて、本当に話がまたぶり返しになりますけれども、私はそこに非常に大きな問題があったと思うんです。ですからこれも、美ら島税の条例を決めるにしても、美ら島税にするのか、あるいはまた三村がやったように環境協力税にするのか、いや、これはやっぱり座間味は美ら島税だというような根拠もそういうものもいただきかったんですよ。ところがそういうことも全くで、条例をつくりました、これをやりました。じゃあ通してくださいというのが、やっぱり私は余りにも虫のよすぎる話だと思うんですよ。我々、地域に説明できないです、なかなか。その辺を踏まえて、どういうふうな形を思っているのか。

それとですね、今までいろいろな話を聞きました。運賃が安くなったし、そういう面で今がちょうどタイミング的によかろうということもありました。そしてこれはですね、私、きのうからも思っているんですけども、ふるさと納税でさえ執行率がうまくいっていないのに、この基金条例でさらに1,000万円、1,200万円も取ると。そうすると本当にこの使い切れるかということも非常に懸念されますし、やっぱりそれにはそういうことも含めて、今言ったように、こういう計画があるから、こういう計画にのっていますから、やりましょうよということであれば、さっき譲治議員が言っているように、これは問題じゃないんですよ。村民は誰も反対していません。ただ、余りにも我々も含め、皆さんとのコミュニケーションというか、勉強会不足、それから我々も一般に説明がなかなかしづらい、見えにくい部分が多すぎるということなんです。それとまた話戻りますけど、今運賃が安いから今だったらいいだろうと。じゃあこれ、一括交付金が切れて、県の運賃補助制度が切れたときに、じゃあ、またそれを廃案も考えていいんですか。その辺も含めてですね。それから金が余ったときの、やっぱり私は基金条例も同時に進行していくべきじゃないかなと私自身はそう思うんですけど。もちろん今のタイミング、それはもちろんいいことであると思うんですけども、将来的なことも、廃案も含めて、あるいは基金条例も含めて、村長その辺、どういうふうに思っているのかももう一度伺います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議員御指摘の点に関しまして、本当に共感する部分もございまして、また、先ほどもお話をさせて…、休憩中に話をさせていただきましたが、大分長い休憩をとらせてしまい、大変申しわけございませんでした。まず、市町村課の課長からある勉強会で座間味村が出たということがございます。事務手続上の話をさせていただきますと、法定外目的税を議会に上程するためには、事前に市町村課、沖縄県でいいますと市町村課が主管課になりますが、市町村課を通じて総務省との文言のやりとりというのが事前でございます。それをやって、ある程度の、ある程度と言いますか、まず文言の了解を得た上で議会に上程をし、さらに可決を仮にされた場合には、さらにそれからまた細かい議論を県を通じて総務省とやることになろうかと思っております、そういった意味では事前に市町村課に言っていたというのはそういうことでございます。さらにこういうのが上がっていますよという趣旨での、県の市町村課の課長の発言だったんじゃないかなというふうに理解しておりますが、そういうふうに御理解いただければというふうに思っております。基金の考え方、

非常にそれも参考にさせていただきたいと思います。

それとあとは、時期的なもの。時期的なもの、さらに将来的にどうなるんだと、一括交付金が終わったころにはどうなるんだというところなんです、附則の中での検討事項といたしまして、村はこの条例の施行を必要に応じて美ら島税制のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。例えばそこで税額を上げることもできますし、下げることもできますし、さらにはこの条例自体はもちろん廃案にすることも可能でございます。いろいろな考え方があることで、その中で検討ということをいれさせていただいているというふうに御理解をいただければと思っております。今のところ、観光客も順調でございますので、その中で非常に、収入が、税収がふえた場合には、例えば税率自体を税率100円という、税率という言い方をしますけれども、税率を下げたり、あるいは上げたりすること、あるいは法定外目的税の用途についての議論というのを、もちろん村の条例でございますので、議会の中でいろいろな意見交換ができればと思いますし、また条例の変更、改廃、いろいろと検討ができるというふうに認識をしております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ある程度わかりましたけれども、それにしても本当に何回も言うけれども、もう少しお互い詰めておけばよかったなと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今の宮平議員とちょっとかぶるんですが、平成22年に上程されたときは、基金条例と抱き合わせで出していたんですが、先ほど副村長から単年度決算ということでありましたが、それについて基金がいいのか、単年度決算がいいのか、今回、基金を抱き合わせでないということをもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、基金に積み立てますと1年後に基金を使うということになりまして、積み立てるということになります。効果を早く出すために基金ではなく、その年度に使い切るという形にしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

使い切るということは、これは年度を繰り越すことはないわけですね。そのときですね、よくある公共工事ですね、年度末で予算が、ちょっと余りそうだから、いわゆる今やらなくてもいいのを、やる。いわゆる無駄遣いが生じないか。使い切れないのであれば、繰り越しもできるような、もしその基金ができなければ、これはどうしてもやっぱり単年度で決算を全部しようとする、余ったのを無駄遣いになる可能性があるんじゃないかと思うんですが、それはどうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

基本的な考えといたしまして、当初予算を組む場合に、今年度はもちろん入って…、平成29年度は入っていませんが、仮に平成30年度から予算が組めると仮定した場合には、ある程度の金額を想定した上で、さらにそこに一般財源を充てて予算をつくらうと思っております。ですので、1,000万円入ってくるから1,000万円ちよっきりの予算配分をするのではなくて、そこには例えば1,100万円であったり、1,050万円であったりということで、ある程度の一般財源を充てることを想定させていただきながら予算をつかっていきたいと思っております。それと仮にそれが、剰余金が出るような事態になった場合には私たちは特定財源というふうに見なしておりますので、決算のときに幾ら剰余金が出たのか、そこをしっかりと計算した上で、翌年度の必要な場所に充てていくというふうなことを想定しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。もし、それが通るようであれば、1年目はまだ始まらない、お金の、最初のうちは少ないと思うんですが、これですね、例月監査に付するのか、1年間を通して決算認定のときに監査に付している、未納の、目の前でお金の流れの仕組みがわかるような方法を、どういうふうな方法でやるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これに関しましては、特別徴収義務者を設定して、納付をしていただくわけですから、ちゃんと歳入の項目が新たに加わることになろうかというふうに想定をしております。ですので、毎月の収入の部分で、日々の収入の部分でデータとして残りますので、監査の中でもしっかりと毎月確認することができるというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ちょっと話は変わりますが、条例の中身ですが、前回の平成22年に上げた条例の中ですね、第6条が18歳以下の者から中学生以下の者になっていると。年齢75歳以上のものが削除されていますが、その辺についての詳しいことをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

何年か前の条例と課税免除者が違うんですけれども、これはまず、中学生以下に、前は高校生以下だったと思うんですけれども、高校生ぐらいからは環境に対する、環境教育的な関係で課税したほうがいいだろうということと、お隣の渡嘉敷が中学生以下です。みつしまで行き来するときには一方は非課税、一方は課税ということで混乱が生じないようにということも考えてそのようにしてございまして、高齢者についても同じような理由であります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

しばらく休憩して、午後に採決を持ち越すことに提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑等ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この条例につきまして、まだまだ議論を尽くすことはあると思うんですが、村長の5年越しの決意であります。午前中の答弁では廃案も、いわゆる運用がまずければ廃案も覚悟するという覚悟でありますので、まず、議会からひとつ、もし条例が通れば、いわゆるこの運営に関する問題ですね、いわゆる第三者委員会みたいなものも立ち上げて、その中で運用の規定、規約をつくった後、条例を施行するという形でお願いしたいんですが、村長の御意見を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの質疑にお答えする前に、午前中ですね、しっかりと私どもが条例に対する説明ができなかったこと、心より改めておわびを申し上げたいと思います。またしっかりと、この議論の中でも私たちができる説明をさせていただきたいとは思いますが、先ほど中村秀克議員から御提案のありました件、附則の中で、この条例を規則で定める日から施行するというので、規則は基本的に各条例が通った後は行政のほうでしっかりとつくらせていただく内容なんですが、規則の策定に当たりましては、議会の皆さんにもいろいろと御議論をいただきながら、その内容をしっかりと詰めていくということを、条例が可決されたらという仮定の話で大変申しわけないんですけども、された場合には皆様方としっかりと議論をさせていただいた上で規則を施行させていただいて、その中で施行日を含めて、使途の内容をこういう形で考えているということを改めてお示しできればというふうに考えております。ぜひ、この辺を御理解いただきながら、これからの質疑、議論をさせていただければと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この条例に大分時間をかけているということは、各議員もやっぱり自分たちに、後ろ、バックに有権者の方々のいろんな意見を聞いた中での議論で非常に長引いていると思います。やっぱり非常に大事な条例、みずから自分の島に帰るために財源を払うのかというようなことも言われたりしていますので、この辺ですね、やっぱりもし通過した後、ちゃんとした議論を含め、施行まではそれなりに条件が整わないと施行ができないという覚悟のもと、また先ほど村長からみずから廃案と言いましたけれども、これは議会としてもやっぱりちゃんとした運用ができなければ廃案の提出をするという、我々も覚悟のもとにやっていきますので、その点よろしく願います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。これからの採決になるわけですから、はっきりよくわかりませんが、もし可決された後には、されなくてもそうなんですが、しっかりと住民サービスに影響がないように、あるいは負担軽減を図れるような環境づくりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。ちょっと言うの…、第三者委員会の運営に関する委員会ですね、議会の何名か、あるいは関係者、商工会、観光協会、漁協、各区の区長等々、いろいろ人選はあると思いますが、その中でそのそれに関する方々、またもしくは第三者、一般の方からも入れるならば入れるなり、それなりに人選してもらって、ちゃんとした委員会を立ち上げて、ちゃんとした運用規定をつくってもらえればと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議会としっかりと調整をさせていただいて、その人選も含めてしっかりとやっていきたいと思っておりますが、これもあくまでも可決されたらという前提の話をさせていただいて申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それではないようですので進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

先ほどから何度も質疑をしているのですが、我々議員の仕事は、村を運営する上でしっかりとした予算を確保する、税も含めて、新たな財源を確保するということが私たち議員も含めて、大切な役目だとは思っておりますが、今回、この件に関して、本議会で通すことに関しては私は反対したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま反対の発言がございましたので、本議案につきましては、起立にて採決を行いたいと思っております。本議案について、賛成の方は起立にてお願いいたします。

（賛成者起立）

賛成多数です。よって本案は、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

したがって議案第9号 座間味村美ら島税条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

進行してもよろしいですか。

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 公共工事現場視察調査、これより公共工事現場調査を行います。

休憩中に現場調査を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

これで公共工事現場調査を終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治